



(委任)  
第5条 (略)

別表

(表略)
------

ことができる。

(委任)  
第9条 (略)

別表第1

(表略)
------

別表第2

階層区分	定義	保育料 (1箇月)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税の世帯	3,000円
C	A階層を除き、市町村民税所得割が課税される世帯	5,700円

備考

- この表における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表における「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいい、その額を計算する場合には、次の各号に定めるところによる。
  - 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第20条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算して得た額とする。
  - 市町村民税の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この号において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして算定する。
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号及び第2条第2号に掲げる女子及び男子は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第314条の2第1項(第8号に係る部分に限る。)及び第

3項の規定を適用したものとみなして算定する。

3 市町村の条例で定めるところにより所得割を免除された者並びに地方税法第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第1号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者であるときは、これらの者は、所得割を課されない者とみなす。

4 満4歳児から小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた幼稚園における保育に係る保育料については、なお従前の例による。

## 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、幼稚園保育料の無償化に係る所要の改正を行うため。

